

駐車監視員活動ガイドライン

【愛宕 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	都道405号	外堀通り	虎ノ門1-1先	虎ノ門交差点	7-翌3	
2	主要地方道316号	昭和通り	新橋1-12先	新橋1-6先	9-翌3	
3	国道15号	中央通り	新橋1-8先	新橋1-5先	9-翌3	
4	国道15号	第1京浜	東新橋1-1先	新橋交差点	9-翌3	
5	都道409号	日比谷通り	新橋1-1先	芝公園2-12先	9-翌3	
6	区道1012号	烏森通り	新橋2-12先	新橋2-21先	9-翌3	
7	区道1005号	柳通り	新橋1-3先	新橋6-21先	9-翌3	
8	区道1006号	赤レンガ通り	新橋1-2先	新橋6-19先	9-翌3	
9	外堀環状線	環二通り	虎ノ門2-3先	新橋4-21先	7-翌3	
10	主要地方道301号	愛宕下通り	西新橋1-1	西新橋3-25先	9-19	愛宕2丁目交差点
11	国道1号	桜田通り	虎ノ門1-1先	虎ノ門5-11先	9-19	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道301号	愛宕下通り	芝公園 3-2先	芝公園4-8先	9-19	
2	主要地方道316号	海岸通り	海岸1-5先	東新橋1-5先	9-19	
3	区道1018号	日赤前通り	虎ノ門5-13先桜田通り神谷町交差点	新橋6-23先第一京浜浜松町一丁目交差点	9-19	
4	区道	大門通り	芝公園1-4先増上寺前交差点	芝大門1-16先大門交差点	9-19	
		区道1102号	浜松町1-27先大門交差点	海岸1-2先	9-19	
		竹芝通り	海岸1-2先	海岸1-9先	9-19	
5	区道1012号	烏森通り	虎ノ門1-2先	西新橋1-16先	9-19	
6	区道815号	赤レンガ通り	芝大門1-1先	芝大門2-9先	9-19	
7	区道1014号	-	西新橋2-32先	新橋4-22先	9-19	新橋4丁目郵便局前の通り
8	都道補助313号	汐留大通り	東新橋1-8先	海岸1-2先	9-19	
9	区道1001号	汐留通り	東新橋1-5先	浜松町2-12先	9-19	
10	区画街路3号	-	東新橋1-5先	東新橋1-5先	9-19	
11	区道1147号	-	東新橋1-9先	東新橋1-9先	9-19	
12	区道817号	-	芝公園2-7先	浜松町2-5先	9-19	
13	区道814号	-	芝大門1-4先	芝公園1-4先	9-19	
14	区道785号	区役所前通り	芝公園1-5先	芝公園2-5先	9-19	
15	区道148号	-	芝公園1-5先	芝公園1-7先	9-19	
16	区道786号	-	芝公園2-1先	芝公園2-5先	9-19	
17	区道1007号	-	西新橋3-5先	西新橋3-19先	9-19	
18	区道1014号	-	虎ノ門3-8先	愛宕1-3先	9-19	
19	区道1016号	慈恵医大前通り	西新橋3-22先	西新橋3-25先	9-19	
20	区道814号	図書館前通り	芝公園3-2先	芝公園3-2先	9-19	
21	主要地方道319号	環状3号線	芝公園4-9先	芝公園4-10先	9-19	
22	区道1018号	-	浜松町1-1先	浜松町1-3先	9-19	
23	区道812号	-	虎ノ門3-11先	虎ノ門3-8先	9-19	
24	区道63号	-	新橋4-29先	新橋6-18先	9-19	
25	区道1148号	-	新橋6-17先	新橋6-23先	9-19	
26	区道1016号	-	新橋6-9先	新橋6-1先	9-19	
27	区道1015号	-	新橋5-2先	新橋5-13先	9-19	
28	特別区道144号線及び特別区道813号線	正則高校・芝学園前	芝公園3-1先	虎ノ門3-23先	9-19	
29	特例都道481号		海岸1-1先	海岸1-1先	9-19	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	新橋駅周辺及び新橋1丁目～4丁目地区	9-翌3	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	東新橋2丁目(イタリア街)	9-翌3	
2	西新橋1～2丁目地区	9-19	
3	虎ノ門1～2丁目地区	9-19	

愛宕警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z20LC第310号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。